

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十四号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第九十六項事務の欄4中「第二十一条」を「第二十六条」に改める。

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第二項第五号市町村の欄中「和光市」の下に「、久喜市」を加え、同項第六号市町村の欄中「和光市」の下に「、久喜市、蓮田市」を加え、同項第九号市町村の欄中「和光市」の下に「、久喜市」を加える。

別表第七項第一号市町村の欄及び同項第二号市町村の欄中「坂戸市」の下に「、日高市」を加える。

別表第十三項第四号事務の欄1中「第四十二条の二第二項」の下に「及び第四十二条の三第一項」を加え、同欄2中「第四十二条の二第二項」の下に「（法第四十二条の三第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「第五十七条第六項」を「第五十八条の二第五項（法第五十九条の二において準用する場合を含む。）」及び第六十条の三第五項（法第六十一条の三において準用する場合を含む。）」に改め、同欄3中「第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書、第五十条第一項」を「第四十六条の五第一項ただし書及び第六項ただし書、第四十六条の六第一項ただし書、第五十四条の九第三項」に、「及び第五十七条第五項」を「、第五十八条の二第四項（法第五十九条の二において準用する場合を含む。）」並びに第六十条の三第四項（法第六十一条の三において準用する場合を含む。）」に改め、同欄5中「第四十六条の四第五項及び第六項」を「第四十六条の五の三第二項（法第四十六条の六の二第三項において準用する場合を含む。）」に改め、同欄6中「第四十六条の四第七項第四号」を「第四十六条の八第四号」に改め、同欄7中「第五十条第三項、」を削り、「第五十二条第一項」の下に「第五十四条の九第五項」を加え、同欄中21を22とし、14から20までを15から21までとし、13の次に次のように加える。

14 法第六十四条の二第一項の規定による認定の取消し及び命令

別表第二十三項第二号事務の欄1中「第五十九条の二第一項」の下に「、第六十条の三第一項第三号及び第二項ただし書」を加える。

別表第二十六項第一号市町村の欄及び同項第二号市町村の欄中「和光市」を「入間市、和光市」に改め、同項第四号市町村の欄中「吉川市」の下に「、ふじみ野市」を加え、同項に次の一号を加える。

<p>五 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第二十条第三項第二号の児童の福祉の増進について相談に応ずる事業に係るものに限る。）</p> <ol style="list-style-type: none">1 法第六十九条の規定による届出の受理2 法第七十条の規定による報告の徴収並びに検査及び調査3 法第七十二条の規定による制限及び命令	吉川市
---	-----

別表第二十七項第一号事務の欄46中「第八条第二項第一号りただし書」の下に「、第八条の二第二項第二号へ」を加える。

別表第三十一項第一号事務の欄中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同号市町村の欄中「草加市」を「加須市、草加市、久喜市」に改め、同項第二号事務の欄中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同項に次の一号を加える。

<p>三 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none">1 法第十八条第一項の規定による許可2 法第十八条第三項の規定による意見の聴取3 法第十八条第四項の規定による条件の付与4 法第四十九条第一項の規定による立入調査、測量並びに竹木その他の物の除去及び移転（1の事務に係るものに限る。）5 法第四十九条第三項の規定による通知及び公示（4の事務に係るものに限る。）6 法第四十九条第五項の規定による損失の補償（4の事務に係るものに限る。）7 法第五十条の規定による報告の徴収（1から6までの事務に係るものに限る。）	蓮田市
---	-----

別表第三十三項第一号市町村の欄中「、久喜市」を削り、同項第二号市町村の

欄中「新座市」の下に「、久喜市」を加える。

別表第三十七項第一号市町村の欄中「毛呂山町」の下に「、嵐山町」を加え、同項第二号市町村の欄及び同項第三号市町村の欄中「新座市」の下に「、久喜市」を加える。

別表第四十項第一号市町村の欄中「東秩父村」の下に「、美里町」を加える。
別表第四十六項第一号事務の欄に次のように加える。

21 施行令第四十八条の規定による台帳の備付け及び記載（卸売販売業、薬種
商販売業又は再生医療等製品の販売業に係るものに限る。）

別表第五十一項第一号市町村の欄中「上里町」の下に「、寄居町」を加え、同
項第二号市町村の欄中「神川町」の下に「、上里町」を加える。

別表第五十二項第一号市町村の欄中「所沢市」の下に「、加須市」を加え、同
項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の
次に次の一号を加える。

二 法に基づく事務（介護保険法第百十五条の四十五 第一項第一号イの第一号訪問事業又は同号ロの第一 号通所事業に係るものに限る。）のうち、法第十四条 から第十四条の三まで、第十五条第二項、第十五条 の二第一項及び第十六条第一項の規定による届出の 受理	加須市、吉川市
---	---------

別表第五十三項市町村の欄中「上尾市」の下に「、久喜市、松伏町」を加える。
別表第五十五項第一号市町村の欄中「和光市」の下に「、久喜市」を加える。
別表第五十九項市町村の欄中「新座市」の下に「、久喜市、松伏町」を加え、
同項を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。

二 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 法第五条第一項ただし書の規定による許可 2 法第六条第一項の規定による命令 3 法第六条第二項の規定による施設の移転等及び 公告	松伏町
---	-----

別表第六十二項第三号市町村の欄中「上尾市」の下に「、久喜市」を加え、同
項第四号市町村の欄中「草加市」の下に「、久喜市」を加える。

別表第六十三項第一号市町村の欄中「毛呂山町」の下に「、嵐山町」を加え、
同項第四号市町村の欄、同項第五号市町村の欄及び同項第六号市町村の欄中「嵐

山町」の下に「、小川町」を加え、同項第七号市町村の欄中「日高市」の下に「、ふじみ野市」を加え、同項第八号市町村の欄中「、嵐山町」を削り、同項第十号市町村の欄中「、小川町」を削る。

別表第六十九項市町村の欄中「加須市」の下に「、草加市」を加える。

別表第七十三項市町村の欄中「滑川町」の下に「、小川町」を加える。

別表第七十九項第二号市町村の欄及び同項第三号市町村の欄中「杉戸町」の下に「、松伏町」を加え、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号市町村の欄中「第五号」を「第六号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号市町村の欄中「杉戸町」の下に「、松伏町」を加え、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号市町村の欄中「杉戸町」の下に「、松伏町」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号市町村の欄中「八潮市」の下に「、富士見市」を、「白岡市」の下に「、松伏町」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの	松伏町
1 法第二十七条において準用する法第八条第一項の規定による申出の受理	
2 法第二十七条において準用する法第八条第二項の規定による公告	
3 法第二十七条において準用する法第八条第三項の規定による土地の買取り	
4 法第二十七条において準用する法第八条第四項の規定による通知	
5 法第二十七条において準用する法第八条第五項の規定による通知の受理	

別表第八十項第一号市町村の欄中「伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町」を「各町村」に改め、同項第二号市町村の欄中「横瀬町」の下に「、皆野町、長瀬町」を加え、同項第三号市町村の欄中「戸田市」の下に「、朝霞市」を加える。

別表第八十六項市町村の欄中「志木市」の下に「、久喜市」を加える。

別表第八十七項事務の欄1中「第十四条第一項」の下に「及び第十四条の二第一項」を加え、同欄2中「第十四条第五項」の下に「及び第十四条の二第七項」を加える。

別表第九十六項市町村の欄中「戸田市」の下に「久喜市」を加える。
別表第九十七項に次の一号を加える。

三 法に基づく事務のうち、法第五十三条第一項及び第五十六条第一項の規定による申請（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の二第三号の精神通院医療に係るものに限る。）に係る審査（所得の状況に係るものに限る。）

	<p>熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、和光市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、ふじみ野市、三芳町、嵐山町、川島町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、松伏町</p>
--	--

別表第九十八項を同項第一号とし、同項に次の二号を加える。

<p>二 法に基づく事務のうち、法第四条第一項の規定による申請及び法第二十九条第一項の規定による届出に係る書類の受理、送付その他の行為</p>	<p>各市町村（さいたま市を除く。）</p>
<p>三 法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第二号。以下この号において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるものに係る書類の受理、送付その他の行為</p> <p>1 法第十七条第一項の規定による認可</p>	<p>各市町村（さいたま市、川越市及び越谷市を除く。）</p>

第四条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第八十六項事務の欄２中「公告及び縦覧」を「公告、公表及び縦覧」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日

二 第三条の規定 平成二十九年四月二日

三 第四条の規定 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）の施行の日

2 この条例（第二条の規定に限る。以下同じ。）の施行の際改正後の別表の事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。